特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に基づく身体障害者手帳の交付に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は、身体障害者手帳の交付に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

東大阪市長

公表日

令和7年8月26日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に基づく身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	1事務の概要 身体障害者福祉法に基づき、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、また必要に応じて保護し、身体障害者の福祉の増進を図る。 2特定個人情報を取り扱う事務 ・身体障害者手帳の交付 ・身体障害者手帳交付台帳の整備 ・氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの届出の受理 ・氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの変更内容の記載及び身体障害者手帳の返還 ・他の都道府県内に居住地を移したときの届出の受理 ・他の都道府県内に居住地を移したときの変更内容の記載及び身体障害者手帳の返還 ・身体障害者手帳の再交付 ・身体障害者手帳の返還の受理
③システムの名称	障害者福祉システム

2. 特定個人情報ファイル名
身体障害者手帳等情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第9条第1項　別表　項番20

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14,18,20,25,37,42,48,49,53,75,76,77,80,81,91,92,108,113,124,125,141,144,155,161,163の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障害者支援室障害施策推進課
②所属長の役職名	障害施策推進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市市長公室広報広聴室市政情報相談課　電話番号06－4309－3123

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市福祉部障害者支援室障害施策推進課　電話番号06－4309－3183

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等（USB メモリを含む。）の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	障害者福祉システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数の計数日	平成30年4月1日時点	令和2年8月1日時点	事前	
令和2年8月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数の計数日	平成30年4月1日時点	令和2年8月1日時点	事前	
令和3年8月20日	Ⅰ関連情報 4．情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第7号 別表第2 項番16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第8号 別表第2 項番16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116	事前	
令和7年1月30日	Ⅰ関連情報 3．個人情報の利用②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第1項 別表項番11	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第9条第1項 別表 項番20	事後	
令和7年1月30日	Ⅰ関連情報 4．情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第8号 別表第2 項番16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14,18,20,25,37,42,48,49,53,75,76,77,80,81,91,92,108,113,124,125,141,144,155,161,163の項	事後	
令和7年1月30日	Ⅵ．リスク対策 8．人手を介在させる作業		十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等（USBメモリを含む。）の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	様式改正に伴う項目の追加
令和7年1月30日	Ⅵ．リスク対策 11．最も優先が高いと考えられる対策		3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である 障害者福祉システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う項目の追加
令和7年8月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数の計数日	令和2年8月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	
令和7年8月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数の計数日	令和2年8月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	